

各支所町民福祉係へお問い合わせください。

- ・日本年金機構ホームページ



年金相談を委任するとき

- ・川内年金事務所

☎0996 (22) 5276
(自動音声案内①→②)

■日時

8月18日(木)
午前9時30分～午後3時30分

■会場

役場本庁1階相談室B

■申込期間

7月28日(木)
～8月10日(水)

○申込み・お問い合わせ先

町民環境課 町民係
(内線2123)

年金

年金相談(要予約)

年金加入記録や受給手続き(障害年金・老齢年金請求)などの移動年金相談所を開設します。申込みの際、相談者氏名(旧姓)、配偶者氏名(旧姓)、基礎年金番号、相談内容、連絡先などをお知らせください。

※必ず相談時間を確認(予約)し、10分前にはご来場ください。

■当日必要なもの

- ・本人確認書類(免許証など)
 - ・代理の場合は、委任状と代理者の本人確認書類(免許証など)
- ※委任状は所定の様式があります。日本年金機構ホームページからダウンロードするか、川内年金事務所、役場本庁町民環境課、

お知らせ

5月の火災救急情報

■火災 発生	0件	
■救急 急病	45件	41人
交通事故	4件	4人
その他	22件	22人
■ドクターヘリ 出動	1件	
運んだ人	0人	

○お問い合わせ先

消防総務課 総務係
☎(52) 0119



※当せん本数は発売総額210億円
7ユニットの場合

■発売期間

8月5日(金)まで

■抽選日

8月17日(水)

○お問い合わせ先

鹿児島県市町村振興協会
☎099-206-1001

保険証の有効期限は
7月末までです

現在交付されている国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険証の有効期限は、7月31日までです。新しい保険証は、7月中旬頃に、特定記録郵便で住民票の住所地に送ります。

■届いた保険証は確認を

- ・住所、氏名、生年月日などに誤りがないか。
- ・保険証は1人に1枚。加入者分がすべてそろっているか。
- ・誤記や誤配があった場合は必ずお知らせください。

■注意点

- ・国民健康保険と後期高齢者医療の保険証は別々に発送するため、到着日が異なる場合があります。
- ・有効期限が過ぎた保険証は破棄して破棄してください。

■保険証が変わったときは

- ・就職などで国民健康保険から社会保険に変わった場合は手続きが必要です。保険が変わった日から14日以内に、役場保健福祉課または各支所町民福祉係で手続きしてください。手続きが無い場合、いつまでも国民健康保険税が課税されます。
- ・かかりつけ医などがある場合は病院等にも連絡してください。

○お問い合わせ先

保健福祉課 保険係
(内線2133)

時期です。該当者には通知文書を送りますので、期限内に提出してください。

■児童扶養手当

父母の離婚などにより、母子家庭・父子家庭の方、父または母と生計をともにしていない児童を養育している方、父または母が一定の障がい状態にある家庭の児童を養育している方に支給される手当です。

■特別児童扶養手当

精神や身体に障がいがある20歳未満の児童を養育する父や母または、父母以外の方が養育するときに支給される手当です。ただし、障がいを事由に公的年金を受けられることや、児童福祉施設に入所している場合は支給対象になりません。

■ひとり親家庭医療費等助成制度

母子家庭・父子家庭の親が18歳以下の子を養育している場合や、父母がいない18歳以下の子に対し、健康保険給付の高額療養費と付加給付を除いた自己負担分に対して助成する制度です。助成を受けるには事前に受給資格者登録が必要です。

○申込み・お問い合わせ先

子ども支援課 子育て支援係
(内線2145)

サマージャンボ、
サマージャンボミニが発売中

この宝くじの収益金は、明るく住み良いまちづくりに使われます。パソコンやスマートフォンからも購入できます。

■種類

- サマージャンボ宝くじ
 - ・1等 5億円×24本
 - ・前後賞 各1億円×48本
- ※当せん本数は発売総額720億円
24ユニットの場合
- サマージャンボミニ
 - ・1等 3千万円×28本

くらしの
情報

町のイベントや手続きなど
様々な情報をお知らせします

税金

今月の納税

- 固定資産税第2期
- 国民健康保険税第1期
- 後期高齢者医療保険料第1期
- 介護保険料第1期
納期限……8月1日(月)
口座振替日…7月25日(月)
- お問い合わせ先
税務課 収納係(内線2113)

募集

シルバー人材センター
入会者募集

キョウヨウ(今日の用事)とキョウイク(今日行く所)が見つかります。参加希望の方は電話でお申し込みください。当日直接参加も可能です。

■日時

7月19日(火)
午前9時～午前11時30分

■会場

町シルバー人材センター

■対象者

60歳以上の町民

○お問い合わせ先

町シルバー人材センター
☎(52) 3363

お知らせ

8月は現況届と
所得状況届の提出時期です

児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成は、8月が現況届と所得状況届の提出

がけ地近接等危険住宅の移転などへの補助があります

町では、がけ地の崩壊などのおそれがある区域内にある住宅の除却に係る費用と、移転先の住宅の建設や購入などを行う際の金融機関からの借入金に対する利子に対し補助金を交付するがけ地近接等危険住宅移転事業を行っています。事業の活用を希望する方は、移転を行う前の年度の9月末までに相談してください。

■限度額

○実費補助

- ・危険住宅の除却費…97万5千円

○借入金の利子に対する補助

- ・住宅建設(購入)費…465万円
- ・土地取得費…206万円
- ・敷地造成費…60万8千円

※借入金の利子は年利率8.5%が上限。

※補助金申請前に着手しているものは対象外。

※空き家の撤去は対象外。

問 建設課 建築係(内線2257)



■対象住宅

①～③のいずれかに該当する既存不適格住宅[※]
または④～⑥に建つ住宅

- ① 災害危険区域にある既存不適格住宅
- ② 鹿児島県の建築基準法施行条例に基づくがけの区域にある既存不適格住宅
- ③ 鹿児島県が指定した土砂災害特別警戒区域にある既存不適格住宅
- ④ 土砂災害防止法に定められた基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みがある区域にある住宅
- ⑤ 災害救助法適用後3年以内の区域にある住宅
- ⑥ ①～⑤までのいずれかに該当する区域にある住宅のうち、建築後に大規模地震や台風などにより安全上支障が生じ、移動勧告などを受けた住宅

※既存不適格住宅

…区域が指定された際に、既に区域内に存在していた住宅や建設工事中だった住宅。